## 分家住宅 に係る立地基準チェックリスト

項目	摘   要	適否	添 付 図 書	提出 指示	提出 確認
除外区域	○次の区域等に位置しないこと ①災害危険区域 ②地すべり防止区域 ③急傾斜地崩壊危険区域 ④土砂災害警戒区域 (土砂災害特別警戒区域) ⑤浸水被害防止区域 ⑥浸水想定区域 ⑦農用地区域 ⑧甲種農地/第一種農地等 ⑨ 自然公園法の特別地域 ⑩緑地環境保全地域 ⑪保安林/保安林予 定森林/保安施設地区 ⑫その他市長が認める土地の区域 ○除外区域から除く区域		<ul><li>◎位置図</li><li>◎許可基準第3条第2項に適合することが</li></ul>		
	許可基準第3条第2項のいずれかに該当①()②()③() ①本家者の住居の位置		<ul><li>◎計り基準弟3宋弟2項に適合することが確認できる図書</li><li>◎本家者の住居の位置図(縮尺 1/2,500)</li></ul>		
の適格性	(1) 市街化調整区域内 (2) 市街化調整区域から直線でm≤500m ②線引き前からの居住		<ul><li>◎本家世帯全員の住民票</li></ul>		
	・線引き時の本家者:       続柄:         平成・昭和       年       月       日から居住         ・現在の本家者       :       続柄:       *         平成・昭和       年       月       日から居住				
世離帯適(家合)	③都市計画法上適法に分離した世帯       ・建築物の建築時期(S, H年月日)       ・許可履歴:年月       番号:号(立地基準:)       ・建築確認履歴:年月       番号:号       ③一2. 立地基準が分家住宅以外		<ul><li>◎世帯分離を確認する資料</li><li>・建物登記簿謄本</li><li>・確認済証</li><li>・都市計画法上の許可通知書等</li><li>◎世帯分離前世帯全員の住民票</li><li>○世帯分離前世帯者が本基準第2号,第3</li></ul>		
	・世帯分離前世帯者が本基準第2号 , 第3号, 第4号 に適合		号及び第4号に適合することが確認できるもの		
申請地当性	<ul> <li>④次のいずれかに該当</li> <li>(1)本家者が線引き前保有,居住地から1km以内・線引き時期: 年 月 日</li> <li>・線引き時界有者: 疾柄: 理成・昭和 年 月 日取得(売買,相続、その他)・現在の保有者: 続柄: 深析・昭和・令和 年 月 日取得(売買,相続、その他)・本家者の居住地から直線で</li></ul>		<ul> <li>◎申請地の土地登記簿謄本</li> <li>◎位置図</li> <li>(1)-1 本家及び申請地の位置         -2 本家と申請地の直線距離</li> <li>(2)-1 本家及び申請地の位置         -2 本家と申請地の直線距離</li> <li>(3)本家及び申請地の位置</li> <li>(4)-1 本家,世帯分離前世帯及び申請地の位置</li> <li>-2 世帯分離前世帯と申請地の直線距離         (縮尺 1/2,500)</li> </ul>		
	(4)世帯分離前世帯者 20 年保有,居住地から 500m 以内 ・保有年数 年≧20 年,距離 m≦500m ⑤申請者勤務地との合理的な位置関係 「申請者が本市又は隣接市町以外の土地に居住」		<ul><li>○申請者世帯全員の就業証明等</li><li>(勤務先を証するもの,理由書へ記載)</li></ul>		
	している場合に限定 ⑥原則 165 ㎡以上, ④(3)で隣接地を含む場合は計 500 ㎡以下 ・165 ㎡≦㎡ ・④(3)で隣接地含む, 165 ㎡≦㎡≦500 ㎡ ※敷地分割する本家の敷地についても 165 ㎡以上		◎敷地求積図		
申請者 の適格 性	⑦申請地保有者と同居の事実を有する親族 ・申請者: ・続柄 : ※④(4)の場合は,世帯分離前世帯との同居の事実を確認		<ul><li>◎戸籍謄本 (本家者と申請者の続柄を証するもの)</li><li>○その他同居の事実を証するもの</li></ul>		
	※倒(4)の場合は、世帯分離削世帯との向居の事実を確認 ⑧過去に同様の申請がない				
予定建 築物の 妥当性	<ul><li>⑨自己用住宅としてふさわしい規模等</li><li>・建ぺい率 : %≤60%</li><li>・最高の高さ : m≤10m</li></ul>		<ul><li>◎各階平面図(各面積の記入)</li><li>◎立面図(高さの記入)</li></ul>		
111 417 17	⑨-2兼用住宅の場合(許可基準第19条に適合)		◎事業計画書		
世帯分 離・新規 住宅の 必要性	⑩世帯分離を要する合理的事情 ⑩-2新規住宅を必要とする合理的理由 本家世帯等及び申請者世帯が、分家住宅の建築に適当な市 街化区域の土地又は分家住宅としての利用に適当な建築 物を有していないこと(④(4)に該当する場合には、世帯 分離前世帯も含む)		<ul> <li>◎理由書</li> <li>◎承継申立書</li> <li>◎申請者世帯全員の住民票 (続柄が確認できるもの)</li> <li>◎申請者世帯全員の固定資産評価証明</li> <li>◎本家世帯全員の固定資産評価証明</li> <li>○世帯分離前世帯の固定資産評価証明</li> <li>○借家証明(賃貸借契約書でも可)</li> <li>◎申請者世帯・本家者等世帯の保有地等の位置図(建物含む)</li> <li>○その他必要とする理由等を証するもの</li> </ul>		